

◇この議事速報（未定稿）は、審議の参考に供するた
めの未定稿版で、一般への公開用ではありません。
◇後刻速記録を調査して処置することとされた発
言、理事会で協議することとされた発言等は、原
発言のまま掲載しています。
◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますの
で、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と
受け取られることのないようお願いいたします。

○稲田委員長 次に、長妻昭さん。

○長妻委員 立憲民主党の長妻昭でございます。

これだけ日本人が食い物にされたということで、
与野党を超えて、国会議員、怒りを持ってやはり
対処しなきゃいけない。野党の国会議員も怒って
いますが、与党の国会議員もみんな怒っている
と思うんですね。やはり実効性のある法律を作る
ということが何よりのものだというふうに思います。

これは、いろいろ専門家の方と議論しておりま
すと、先進国の中で日本がカルト天国である、取
締りが非常に、カルトに対する取締りが弱いとい
うか、ない国であると。かつてフランスも日本と
並んでそういうふうになられていたんですが、フ
ランスは二〇〇一年に刑法を改正しまして、無知
・脆弱性不利用罪、こういう罪を作って、いわ
ゆるマインドコントロールを取り締まるというこ
とで一定の効果を上げております。

そこで、今日、河野大臣にお尋ねをいたします。
ちよつと具体的、詳細にわたる質問もあると思
いますので、一問一答でお願いをできればと思

す。

まず、岸田総理が昨日、御答弁で、こんな御答
弁をされておられました。いわゆるマインドコン
トロールによる寄附は、多くの場合、不安を抱
いていることに乗じて勧誘されたものと言え、新法
の取消権の対象となると。一部繰り返しますが、
いわゆるマインドコントロールによる寄附は、多
くの場合、不安を抱いていることに乗じて勧誘さ
れたものと言えると、禁止の、取消権の対象とな
ると御答弁されたということでありませぬ。

これは相当、これまでの困惑の解釈を深めてい
ったというふうな理解してよろしいんでしょうか。
○河野国務大臣 新法の第四条第六号では、いわ
ゆる靈感等を用いたマインドコントロール下で生
じる被害に対応するため、靈感等の知見に基づく
告知に関し、不安をおおる場合のみならず、不安
を抱いていることに乗じる場合をも取消権の対象
としております。

寄附当時は自分が困惑しているか判断できない
状態であったとしても、脱会した後、冷静にな
って考えると、当時、不安に乗じられ困惑をして
寄附をしたということであれば、そのような主張
立証を行って取消権を行使することは可能である
と考えられます。

このような事案であつても、勧誘により困惑し、
それにより寄附をしたという因果関係が認められ
る限り、取消権を行使することが可能であり、御
指摘の総理の答弁はこの点を明確化したものと思
えていただきたいと思います。

○長妻委員 明確化したと。

ということは、河野大臣も、マインドコントロ
ールによる寄附は、多くの場合は不安に乗じてい
るものだ、多くの場合は、そういう現状の、これ
は当然統一教会の案件だと思えますが、そういう
現状認識でおられるということですね。

○河野国務大臣 総理の御答弁のとおりでござい
ます。

○長妻委員 そしてもう一点、四条の六号の不安
に乗じてという条文がございませぬ。この不安
に乗じて、「不安を抱いていることに乗じて、」
このこの不安、この部分の不安というのは、これ
は別に統一教会からたらされたものでなくても、
元々自分が持っている不安でもいいんでしょうか。

○河野国務大臣 そのとおりでございます。

○長妻委員 そうすると、ある意味で、いろいろ
なことがあつて、例えば自分のお子さんを亡くさ
れてしまった、そして、もう非常に悲嘆に暮れて
いる、そしていろいろ不吉なことが起こって不安
に感じているということで、外部からの働きかけ
がないけれども、御自身が現に不安に思っている、
この不安に乗じて、そういう状況に乗じてくる
というのに入るといふことですね。

○河野国務大臣 そのとおりでございます。

○長妻委員 そして、岸田首相の先ほどの答弁に
も関連するんですが、四条に「勧誘をするに際し、
」というのが柱書きにあるんですね。この「際し、
」というのはどこまでの時間軸なのかということ
なんです。これは要件次第では、例えば十年、
十年ぐらいの射程も入るといふふうにも考えられ
るわけですか。

○河野国務大臣 「寄附の勧誘をするに際し、」
 というのは、法人が当該寄附の勧誘を行う場合に、
 個人と接触してからその個人が寄附を行うまでの
 間にとり趣旨でございます。入信前後から寄附
 に至るまでが一連の寄附勧誘であると判断できる
 場合には対象になります。ですから、年月、時間
 軸というよりは、まあ時間軸なんです、一連の
 寄附勧誘であるかどうか、それが判断されるかど
 うかということが決まると思います。

○長妻委員 そうすると、今の御答弁では、第一
 回目の、時間軸ですね、勧誘を受けて第一回目の
 寄附までは「際し、」だと。その時間の長さは関
 係なくという話だと思っておりますが、じゃ、その一
 回目の寄附の次、二回目、三回目がある意味では
 自動的に寄附した場合、二回目、三回目、四回目、
 五回目の寄附も、それも「際し、」の射程に入る
 というふうには理解してよろしいのでしょうか。

○河野国務大臣 不安に乗じて困惑している状況で、
 都度、勧誘があれば、そういうことになると思い
 ます。

○長妻委員 都度、悪質な勧誘はないんですね。
 都度、単なる振り込み用紙を送っただけ、その場
 合も「際し、」の射程に、二回目、三回目、四回
 目、五回目も入りますか。

○河野国務大臣 必ずしも対面で勧誘されるだけ
 でなく、個人が寄附を勧誘されていると認識され
 る方法であるならば、それは入るだろうと思いま
 す。

○長妻委員 そうすると、その都度、悪質な勧誘
 が、その都度その都度、寄附の都度、二回目、三

回目、四回目、その都度、悪質な勧誘がそれぞれ
 なくとも、「際し、」ということを読めるという
 ことでよろしいでしょうか、後ろの官僚の方。

○河野国務大臣 要するに、不安に乗じて勧誘を
 していれば、そういうことでございます。

○長妻委員 不安に乗じて勧誘していれば、そう
 いうことというふうは今おっしゃっていただいた
 ということです。

次に、ちよつと個別のことに入りますが、いわ
 ゆる新法、今ここで議論している改正法じゃなく
 て、新法の「法人等」は、これは大学のサークル
 も入りますか。

○河野国務大臣 新法は「法人等」につきまして、
 「法人又は法人でない社団若しくは財団で代表者
 若しくは管理人の定めがあるものをいう。」とし
 ており、権利能力なき社団も含まれます。

大学のサークルについて、これは個別の団体の
 様子によるんだらうと思えますが、団体としての
 組織としての体を成し、代表者が存在するなどの
 要件が認められる場合には、権利能力なき社団と
 して対象になると思えますが、単なる飲み会とか
 仲間内の集まりで代表者の定めもないような
 ものについては、これはなかなか対象にはならな
 いと思えます。

○長妻委員 原理研など、いろいろあると思いま
 すが、信徒会という統一教会の信者さんが自主的
 に集まる会、ここはどうでしょう。

○河野国務大臣 信徒会と呼ばれているものも、
 組織の体を成している、例えば代表者がいるとい
 うようなことであれば、これは当然に含まれると

思います。

○長妻委員 そして、ここでも議論になっている
 霊感商法の件なんです、結局、この新法には靈
 感商法は入っていないということなので、もしか
 すると、統一教会等が、この新法の適用は受けた
 くないということ、今までは純粋寄附だったも
 のに、例えば千円ぐらいのつぼをつけるとか、一
 万円か千円か分かりませんが、ちよつと安いつぼ
 をつけて、それで五百万円ちよつと安いというよう
 な、つまり、物品の販売に偽装してというのか、実
 際、物品の販売とも言えなくも無いと思うんです
 よね。一万円のつぼだけでも、相当高い金額で
 売るといふような、その五百万、一千万、事実上
 ちよつとあり得ないようなものは、やはり、これ
 は寄附とみなすというような考え方というのは、
 どこまで取っていただけるんですか。

○河野国務大臣 今の御指摘はごもつともだと思
 います、安いものを法外な高額で売買するよう
 な契約については、これは個別具体的に見なけれ
 ばいけませんけれども、明らかにこの法の適用を
 逃れるために、外形上、売買契約の体裁を取った
 ものにすぎないと判断される場合は、これはもう
 実態は寄附でございます。新法の適用対象となり
 得ると考えます。

また、無価値のものを体裁を取るために売買を
 したというのは、今のことでございますが、本来
 無価値のつぼが実は高額なものだと誤信させて多
 額のお金を取るような場合には、これはもう詐欺
 に該当するのだろうと思えます。

○長妻委員 そうすると、ちよつと消費者庁もこ

れまでの姿勢を是非変えていただきたいんですが、いわゆる靈感商法、これまでの靈感商法も、どう考えてもそんなもの五、六百万円も一千万円もしないつぼを売っているわけですけれども、そういうような場合も、今までやられていたような靈感商法と言われているものも、よくよく精査していけば、これは献金か、あるいは詐欺か、そういうものとしてみなす余地はあるということですか。

○河野国務大臣 もちろん、個別具体的に見なければなりません、そういうものも当然にあるのだらうと思います。

○長妻委員 そして、新法の第五条を御覧いただくと、これは、借金、借入れして献金しろ、こういう要求は駄目だということなんです、これは、どこまで明確に言うかということなんです。つまり、あなた借金して献金しなさいよと、こう明確に言えば確かにこの要求に当たると思うんですが、そうじゃなくて、ただ、献金しなさい、してくださいということ、その方は、その法人等から予想すると、お金がないから恐らくこの金額であれば借金せざるを得ないというふうにある程度理解をしているけれども、確証は持てないけれども、献金しろというような要求というの、明示的な言葉がなくても認められるということですか。

○河野国務大臣 当該の個人が、その金額の寄附をするためには借金するしかないような場合に、法人がそれでも寄附を要求する行為は、明示的に借金をするようにと言っていないけれども、第五条違反に該当するかと考えます。

また、仮に第五条違反に該当しない場合でも、そのような寄附の勧誘は、個人又はその配偶者若しくは親族の生活の維持を困難にすることがないように定めている配慮義務に違反をしていると考えます。

○長妻委員 ちょっと今配慮義務の話があったのでそっちに行きますが、第三条の二項ですね、今おっしゃっていただいた配慮義務が書いてあります。そうすると、生活の維持を困難にするというのは、借金というの含まれるという理解ですか。

○河野国務大臣 寄附の勧誘を行う相手方である御本人のみならず、その配偶者ですとか扶養すべき親族の生活の維持が困難となることがないように配慮する措置を講ずることが配慮義務でございます。

個別の事案で、生活の維持が困難な状態というのは異なるものですが、法案成立後、個別の事例に即して、可能な法文の意味を明らかにしてまいりたいと思います。

○長妻委員 いや、河野大臣が先ほど、この前の答弁で、私が借金の件で聞いたならば、三条の二項の生活の維持を困難にすることに当たるので、そちらでも使えますよ、配慮義務でもいけますよというお話があったのでお伺いしたんですが、もう一回聞くと、生活の維持を困難にするというのは、借金をする、そして寄附をする、これも入るということをちよつと明確に御答弁をいただけますか。

○河野国務大臣 借金しなければならぬということが分かっていて寄附を求めるといふのは、こ

れは配慮義務に違反するというふうに思います。

○長妻委員 あるいは、借金以外で生活の維持を困難にするというのは、もうちよつと具体的に言う、生活費も上げちやうとか、どういうような、具体的に何かイメージはありますか。

○河野国務大臣 本人あるいは親族の生活の維持が困難になるという状況でございますので、個々の事案によりますが、様々な、民事執行法ですとか、その施行令ですとか、そうしたものが示す基準などをこれは参考にしながら判断されるものではないかと思えます。

○長妻委員 今、民事執行法という法律を出していただきました。

民事執行法を見ますと、それらしきものが二つあるんですね。つまり、差押禁止です。つまり、民事執行法は差押えがありますけれども、生活が立ち行かなくなるほどの差押えはできませんよ、こういう条文があるんですね。さすがに、その人が生活できなくて路頭に迷うと問題なので。

それは二つあるんですね、メルクマールが。一つは、標準世帯の可処分所得の四分の一以上。つまり、差押えするとき、四分の三以上、つまり四分の一は残しておけというふうな、可処分所得の。つまり、逆に言えば、可処分所得の四分の一以上を献金されるとなかなか厳しいということ。そして、もう一つは、標準的な世帯の二か月分の必要生計費、ここは残さなきゃいかぬということなので、これも食い込むというのも一つの基準の考え方であるということをちよつと明言いただければありがたいんですが。

○河野国務大臣 様々、御家庭の生計の事情も違うんだらうと思いますし、保有されている財産の状況も違うんだらうと思いますので、一概に申し上げるのは困難でございますが、今委員からお話がありました民事執行法の基準なども参考にされるということになると思います。

○長妻委員 今私が申し上げたのも、民事執行法によると、標準的な世帯についてはということがありますので、今の御答弁ということで確認をいたしました。

そして、ここでもるる問題になっておりますが、必要不可欠という四条の六号についての文言なんです、必要不可欠である旨を告げるということなんですけれども、必要不可欠と告げるということとなんですが、これは当然、言葉で、対面で、あなた、必要不可欠ですよと告げるということではなくて、例えば、いわゆる統一教会のビデオ、宣伝用ビデオとかあるいはパンフレット、先祖解怨をしないと大変なことになりますよみたいな、つまり、一般的に勧誘するための広報ツール、そこにそういうような類いのことが書いてあれば、それは必要不可欠である旨を告げるというように解釈できるというふうに考えてもよろしいのでしょうか。

○河野国務大臣 告げるといふのは、必ずしも口頭によることを必要といたしません。書面に記載して、本人が実際それによって認識できるといふことでもそうなりますし、今おっしゃいましたように、様々、印刷物、ビデオ、いろいろな方法があるかと思いますが、個人が実際にそれによつ

て認識し得る方法であるならば含まれると思いません。

○長妻委員 それと、今日午前中の参考人もちょっと御示唆ありましたけれども、身ぶり手ぶり、つまり、言葉で必要不可欠、あるいは印刷物、ビデオで必要不可欠ではなく、言葉では優しいけれども、身ぶりとか手ぶり、そういうようなものも勘案できるといふような趣旨の、今日、参考人からお話があったやに聞いているんですが、そういうことも、全体の雰囲気も含めた勘案ということになるわけですか、必要不可欠は。

○河野国務大臣 個人がそれによつてそう認識するということであるならば、身ぶり手ぶりを含め、全体的なことというふうに御理解いただいてよろしいと思います。

○長妻委員 そして、この条文には、三年の見直しというのがあります。これは修正案で二年の見直しが出てくると思うんですが、これは何を見直すのかということなんですが、これは、やはり世間、この委員会も含め、国会も含め、被害者弁護団の方も含め、やはり家族の取り消すためのツール、マインドコントロールから解けない御本人を、何とか行き過ぎた献金を止めさせたい、もう身ぐるみ剥がされるのを見ていられない、こういうようなことをどうやるのか。

債権者代位権というのはもちろん政府から御提案いただいていますけれども、二年の見直し規定では、債権者代位権の実効性、果たしてこれはちゃんと機能しているのかどうか、これもちゃんとチェックするというところでよろしいんですか。

○河野国務大臣 法案では三年の見直し規定というのを今、置かせているところでございます。いろいろ与野党の御協議はあると思いますが、それについては申し上げるのを差し控えます。

先ほどからの質疑でありましたように、実際に法が施行された状況の中で、実際にどういう状況にあるのか、また社会経済情勢がどのように変化しているのか、何らかの形の検討会で御議論をいただいでいくということを先ほど申し上げましたが、そこで御議論をいただくことになるんだろうと思います。この債権者代位権の状況についても、具体例、しっかりと見てまいりたいと思います。

○長妻委員 恐らく、債権者代位権、特例を一定程度入れていただきましたが、なかなか使えない。実際に、仮に施行された後も、使用例がないし、使えないといういろいろな意見が相当寄せられるのではないかと推察するんですが、もしそういうような、仮にそういうような状況になれば、やはりそれ以外の御家族に権限を付与するようない、御本人を身ぐるみ剥がされるのを見ていられない、それを止めるような手だて、これを検討するということのようなこともあり得るといふことですね。

○河野国務大臣 何をやらないということは申し上げませんが、御本人の財産権の問題もあって、今回、債権者代位権の特例を設けるということにしたわけでございます。

実際の状況をしつかり見極めないといかぬと思いますが、この御本人の財産権の問題をどう考えるかということもあるということを是非御承知おきいただきたいと思います。

○長妻委員 これは当然御本人の財産権もありませんが、御本人の財産権で逆の見方をすれば、いわゆるマインドコントロールにかけられて、一見自由意思に見えるものの、身ぐるみ剥がされて生活保護に陥っている方もおられるわけです。あるいは、自己破産されておられる方もいるわけですね。ですから、一見自由意思に見えるけれども、その人の財産権だということではない別の意味の財産権、その人の真の財産権を守る、こういうようなこともあると思うんですね。

やはり、憲法では財産権が書いてありますが、二項に、公共の福祉においては法律で制限できると書いてあるわけでございますので、是非、ここは非常に、一番ある意味では大きいところではないか。

繰り返しですが、本人が、家族が、お母さんが身ぐるみ剥がされている、どんどんどんどん、果樹園も寄附しながら何を寄附しながら、そして生活保護や自己破産になっている、どんどんどんどん止まらない、これは一体どうするのかというようになれば、次の手だてをやはり検討するというようなことも、この二年、三年の中でそれもありませんよ。この二年、三年のことは是非明言していただきたいんですよ。

○河野国務大臣 先ほどから申し上げておりますように、何を検討しないということはないんだらうと思います。

しっかりと施行後の状況を見極めながら必要なことを議論しなければならぬと思いますし、これ

は消費者庁でもしっかりと議論を、先ほど申し上げました検討会などを通じてしっかりと議論をさせます。政治の場面でも御議論いただくことが重要ではないかと思えます。

○長妻委員 ちよつとこの点は私もこだわらるんですけれども、河野大臣の見解をお伺いしたいんですが、つまり、本人が、一見自由意思に見えるけれども、この法律に基づく取消権が、本人がマインドコントロールを抜ければ御本人はそういう手続ができるのに、マインドコントロール下にあるのでその手続をしていない、この法律の要件に合っているのに。その場合、いかに御本人を止めていくのかというようなことについて、やはりこれはやらなきゃいかぬというふうに河野大臣も思われるんだと思いますが、そこら辺のお考えをちょっと聞かせていただければ。

○河野国務大臣 不当な寄附の勧誘によって被害を受けるとするのは、これは防止をしなければいけませんし、被害の救済というのはしっかりとやらなければならぬと思いますが、内面の、内心の問題というのは、これはなかなか外見からは難しいというのも現実でございますので、そこは、信教の自由ですとか財産権の問題といった、かなり根本的なことを御議論していただく必要も当然に出てくるんだらうと思います。

必ずしもこの法案で全ての物事が解決できるかといえば、そうでもないのかもしれない。だからといって法案が機能しないというつもりもございませんが、施行後の状況をしっかりと見た上で、何が必要なのかということは今後皆さんとしっかりと

り考えてまいりたいと思えます。

○長妻委員 私はこの問題は本当にこだわらるんですけれども、いわゆる、一九九九年までは準禁治産者の中に浪費という条項がありまして、親が浪費が止まらない場合、それを取り消せるというようなものがありました。一九九九年に、これは自己決定権ということもあり、廃止になりました。ただ、それが、その準禁治産者が争われた最高裁の判決では、憲法違反ではないという判決は出ています。

そして、その後、御存じのように成年後見制度ができて、これは三つの類型があります。御本人の了解がなくても、代理人が家庭裁判所で選任をされれば同意権が必要になる、そして取消権もある、代理権もある、こういうようなこともございました。

こういう制度に倣って新たな制度をつくるということも私は検討に値すると思うんですが、河野大臣の見解はいかがでしょう。

○河野国務大臣 繰り返しで恐縮でございますが、何を検討しないということは申し上げておりません。

ただ、先ほどから申し上げておりますように、財産権の問題ですとか信教の自由ですとか、かなり根本的な議論が必要になってまいりますので、そこは状況をしっかりと見ながら議論をしていくことが肝要かと思えます。

○長妻委員 是非検討をお願いしたいと思うんですね。

次に、もう一度、この三条の配慮義務のところ

に行きますが、この配慮義務、三つございませうけれども、この一番は、これはいわゆるマインドコンテンツルールを指していると考えてよろしいんですか。

○河野国務大臣 そういうことも想定していると思います。

○長妻委員 本当はこれは禁止規定にしていたのですが、是非お願いしたいんですけれども、仮にこの法律が施行された場合、一に反している法人があつたとしましょう。統一教会がそういうことをこの法案施行後もやつたとしましょう。あるいは二でも三でもいいんですけれども。そうすると、これについて我々が、あるいは国民の皆さんが察知したときは、これは当然、消費者庁に通報するということか、こういう配慮義務を欠いている行為がありますよということを通報すれば、何らかのアクションを起こしていただくというようなことなんでしょうか。

○河野国務大臣 配慮義務でございますから、これは、法人にこの配慮義務をしっかり守っていただくということだと思います。

○長妻委員 今日、本当は、与党から出てきた改正案についてもお伺いできるという理解で私はこの質疑に立っているんですが、では、こういう聞き方をいたしましょう。

大臣もよく御存じだと思えますけれども、自民党の茂木幹事長の方から、我々が前からいろいろ申し上げていたうちの、全体ではないんですが一

部の回答が参りました、今配付資料につけてございますが、お手元にありますでしょうか。この配付資料の二ページ目ですね。この二ページ目が、十二月五日、今週の与野党幹事長会談において、自公から、こういうのをやりますという形で示された。パーパーでございます。

となると、これは政府も絡んでくるわけですね。「三条に規定する「配慮義務」について、その遵守がなされていないため個人の権利保護に著しい支障が生じていると明らかに認められる場合等に「勧告」さらに「公表」を行う」と。勧告というのは行政処分ですからね。公表も行政処分ですから、これは法律を所管する消費者庁の仕事だというふうに思います。

そこで聞くんですが、この法案の解釈は聞きません。これは改正案ですので。そうでなくて、仮にこういうような状況になったら、仮になるといふか、与党ですから、なるのではないかと思えますけれども、なつた場合、では、この三条の配慮義務に反していると国民の皆さんが察知をすれば、消費者庁の窓口によって、配慮義務に違反しているんだ、こういうような通報をしていけば、何らかのアクションを検討あるいは起こす、こういうことはしていただけるということ、これはよろしいんですね。

○河野国務大臣 法案の修正について与野党でいろいろ御協議があると思いますが、政府として見解を申し上げるのは差し控えたいと思います。（長妻委員「ちよつと理事で。執行状況、仮にこれ

が成立したら執行をどうするかというのは聞かないと。委員長、一回時計止めてください」と呼ぶ）

○稲田委員長 速記を止めてください。（速記中止）

○稲田委員長 それでは、速記を起こしてください。

長妻さん。

○長妻委員 では、一般論で聞きますと、例えば勧告がついている配慮義務というのがあるとしても、その配慮義務に反しているというふうな国民から通報があれば、例えばそれが所管が消費者庁であれば、それは動いていただく、検討して動いていただくということはもう当然だと思うんですが。

○河野国務大臣 一般論で申し上げますと、消費者庁は、消費者の問題について何か御相談があれば、それをお受けして真摯に対応してまいります。たし、これからもそういうつもりでございます。

○長妻委員 そして、この三条の一項の自由な意思の抑圧という文言がございますが、これは例えば、自由な意思の抑圧というのは、一旦ある行為を受けて自由な意思の抑圧というのがあつた場合、これが例えば十年続くということもあり得るといふことでよろしいですね。

○河野国務大臣 御指摘の個人の自由な意思を抑圧する場合は、法人が何らかの行為によつて個人の自由な意思を抑えつけ、自由な意思に基づかずに寄附させるような場合が考えられますが、これもまた個別具体的な事例次第ではありますが、この

ような状態が長期間継続することもあると考えられます。第三条第一号は、自由な意思の抑圧状態が長期間継続することを要件とはしておりません。

また、寄附をするか否かについて適切な判断をすることが困難な状態とは、個人の自由な意思の抑圧と合わせて、寄附の勧誘をする法人等は、寄附が本来基づくべき個人の自由な意思を抑圧し、寄附という専ら一方的な負担を負うことになる無償、片務の行為をするか否かについて適切な判断をすることが困難な状態に陥らせないよう配慮すべきとの行為規範を定めるものでございます。

○長妻委員　そして、この同じ一号で、適切な判断をすることが困難というのは、具体的にどんな状況でございませうか。

○河野国務大臣　適切な判断をすることが困難な状態とは、個人の自由な意思の抑圧と合わせて、寄附の勧誘をする法人等が、寄附が本来基づくべき個人の自由な意思を抑圧し、寄附という一方的な負担を負うこととなる無償、片務の行為をするか否か、これについて判断ができない、することが困難という状況でございませう。

○長妻委員　その判断が困難というのは、一般常識的な人ならばしないだろう行為をしてしまうということも含まれるということなんでしょうか。

○河野国務大臣　そういうこともあり得るんだらうと思います。

○長妻委員　そして、この三条の三号ですが、寄附される財産の使途について誤認させるおそれがないように、誤認させるといふのはどういうことなのかということなんでしょうね。

あなたの御先祖、先祖解怨というのもありますけれども、御先祖の地獄に落ちている霊を鎮めていくというようなことというのは、これは誤認させることになるんでしょうか。どういふのが誤認なんでしょうか。

○河野国務大臣　例えば、寄附の目的と使い道がおよそ異なるような場合ですとか、寄附金の帰属先を偽っていたような場合が該当するということになるかと思ひます。

○長妻委員　そうすると、先祖解怨をしますというところで、その組織の先祖解怨の儀式にのっとって先祖解怨はする、でも、その金は別の何か建物を建てる場所に使う。ただ、先祖解怨は献金したことによってするというのは、誤認はさせていないということになるわけですか。

○河野国務大臣　それは、恐らく使い道をどこまで説明をしているのかということになるかと思ひますので、個々個別の状況によるのではないかとと思ひます。

○長妻委員　そして、その三号の前段の、当該寄附の勧誘を行う法人等を特定するに足りる事項を明らかにするということとは、当然、その教団名を隠したらここに当てはまると思うんですが、教団名を言っていれば基本的にはここはクリアできる、そういう理解なんですか。

○河野国務大臣　当該寄附の勧誘を行う法人等を特定するに足りる事項とは、具体的には、法人の名称ですとか、主な事務所の所在地ということが考えられるのかなと思ひます。

○長妻委員　ということは、教団名だけではなく

て、目的と所在地もセットでない、足りる事項を明らかにしていないということになるという解釈でよろしいですか。

○河野国務大臣　法人名を言って所在地を言わなきゃ駄目かとか、そこは、個々いろいろあることがあるんだらうと思ひます。

また、目的について、寄附される財産の使途について誤認をさせないということでございますので、説明の仕方はいろいろあるんだらうと思ひます。およそ、言った目的と実際の使い道が違っているということがあれば、これは駄目なんだろうと思ひますが、どこまで説明をするのか。

これは、一般の寄附の場合も、例えば、福祉に使いますと言つて、一部はNGOのランニングコストに充てるというようなこともあるわけでございますから、それはなかなか、個々のケースで、具体的にどこまでの説明をされていたのかということはあるかと思ひます。

○長妻委員　そして、今日午前中も川井弁護士が参考人でおっしゃつておられたわけですが、この三条三項についてなんですけれども、やはり旧統一教会は、教団名を隠して、いわゆるマインドコントロールをかける。専門家によると、早い方は三か月ぐらいでマインドコントロール状態に陥らせることができ、長い方は一年ぐらいかけて、いわゆるマインドコントロールの状況に陥らせる。そして、その後、教団名を明かして、そして献金を勧誘する。基本的にこういうケースが結構あるということなんでしょうね。

つまり、初め、マインドコントロールにかける

前提、かけている最中は教団名を言わないわけですね。ところが、その後、マインドコントロールにかかって、献金をお願いするときには、もちろん、振り込み先とかがありますから、教団名を言う。ということについてお尋ねするんですが、この前後関係、時間軸なんですけれども、例えば、教団名を隠してはいけない、明らかにしなさいと書いてあるんですね。これは、初め隠して、いざ、一年たってマインドコントロールにかかり、献金するときには教団名を明かすということは、これは三項違反にはならないという理解になっちゃうんですか。

○河野国務大臣 当初は正体を隠しながら、洗脳していったって、その後、初めて正体を明かして寄附の勧誘をする場合、これは第三条三号に該当するんだと思います。

○長妻委員 該当するというのは、問題ないということですか。配慮義務違反ということですか。

○河野国務大臣 三号の配慮義務違反ということになると思います。

○長妻委員 なるほど、深みにはめるときには教団名を明かさずに、深みにはまったときに、マインドコントロールにかけた後に初めて言ったとしても、これは三項の配慮義務違反になるという明確な御答弁ですね。よろしいですね。

それで、次に、最後の質問になるうかと思えますが、これも、山井議員も、首相からいろいろな答弁がありましたけれども、念書とビデオなんですね。

これは、私もいろいろな団体にお話を聞くと、

献金を受けている団体にお話を聞くと、念書を取ったりビデオを撮ったりというのは尋常じゃない、普通はやらないと言っているんですね。これは、我々も国会議員も献金をもらっていますよね、個人献金ビデオとか念書を書くなんてあり得ないですよ。どう考えてもこれはおかしいじゃないですか。

これは、総理の答弁は修飾語がついているんですよ。つまり、禁止行為、そして困惑の下、念書とビデオは無効ですよと修飾語がついているんです。そうじゃなくて、献金を返しませんとか、私は自由意思なので献金を返しません、ビデオとか念書単独で、修飾語なしで、そういうことをやるようなものは消費者庁として駄目だと、この法律を所管する消費者庁として、そういう見解というのは出していただけじゃないでしょうか。

○河野国務大臣 様々な場面で念書を書くという場面はあるんだろうと思いますが、困惑状態で作成された寄附の返金を求めないというような念書やビデオというのは、これはもう公序良俗に反するとして無効になるというふうに考えておりますし、総理の御答弁にもあつたとおりでございます。
○長妻委員 確かに、これはレアケースなんです。不法行為裁判で、念書を書かせて、これは公序良俗に反するというふうに無効になったケースはありますが、レアケースです。

是非、最後一問ですが、河野大臣、公証役場に行かされて、公正証書を書かされると、結構裁判で重要な証拠になっちゃうんですね。ですから、公証役場の立会人の方々がおられるので、そういう方々に注意喚起を消費者庁からもして

ただきたいと思うんですが、最後、前向きに。

○河野国務大臣 法務省や日弁連と連携をしっかりとやりまして、公証役場、しっかりと周知していきたいと思えます。

○長妻委員 これで終わります。しっかりとやってください。